

議案 PICK UP

○町の選挙公営について、公費負担額の上限が引き上げられました。

(町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正)

選挙運動の公費負担（選挙公営）とは、立候補者の金銭的負担を軽減し、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることで、より多くの方が立候補しやすい環境整備を図るための制度です。国では、最近の物価の変動等に鑑み、国会議員の選挙公営の限度額が引き上げられました（令和4年4月6日～）。それに準じて、町も引き上げられました。

選挙運動用自動車の使用

区 分	内 容 等	限 度 額
1 ハイヤー方式	選挙運動用自動車として使用された料金（1台/日）	64,500円/日 （変更なし）
2 個別契約	(1) 自動車の借入れ	選挙運動用自動車として使用された料金（1台/日） 16,100円/日 （↑300円）
	(2) 燃料代	選挙運動用自動車に供給した燃料代 7,700円/日 （↑140円）
	(3) 運転手の雇用	選挙運動用自動車の運転に従事した報酬（1人/日） 12,500円/日 （変更なし）

※1の契約と2の契約は、どちらか選択

選挙運動用ビラの作成

選挙種別	作成限度枚数	限度額（単価）
町議会議員選挙	1,600枚	7円73銭/枚 （↑22銭）
町長選挙	5,000枚	



選挙運動用ポスターの作成

選挙種別	作成限度数	限度額（単価）
制作企画	一 式	22,550円 （↑550円）
印刷単価	ポスター掲示場数 （前は222か所）	541円31銭/枚 （↑16円25銭）

法改正により町村の選挙が公営になってから、本町では令和6年秋が初めての選挙。立候補者の金銭的負担軽減により、多様な方が立候補することを期待！